

# 幕藩制解体期における農村支配と豪農

— 広島藩領恵蘇郡の事例 —

中山 富 広

## はじめに

本稿は幕末維新时期における豪農<sup>1</sup>村役人の動向を村・村請制との関連において、広島藩領恵蘇郡を対象として検討しようとするものである。「豪農」に関する研究は豊富であるが、近年は佐々木潤之介氏の「豪農論」を、政治的動向の検討あるいは幕藩制国家論と関連させながら、より歴史的な概念・範疇として批判継承しようとする研究動向があるのは周知のことである。<sup>2</sup>

本稿においても右のような立場から、幕藩制国家の基底的特質である村請制——兵農分離・石高制を前提として、「全剰余労働収奪」「百姓成立」「土地緊縛」等の機能を包含した意味での経済外強制機構<sup>3</sup>——の動揺という視点を重視しつつ、第一に、年貢収奪の動向を通して藩権力の農村支配の特質と

農民負担の実態を明らかにする。第二に、その支配に規定された村役人の実態（高利貸経営や農業経営等々）を考察し、そして最後に、村請制にかかわる問題として、村役人給米と百姓土地緊縛をめぐる村役人の動向をとりあげ、豪農<sup>1</sup>村役人の幕藩制解体期における歴史的品格を検討したい。

ところで幕末期広島藩の藩政改革については、畑中誠治氏<sup>3</sup>や有元正雄氏の研究があるが、そのなかで有元氏は文久三年（一八六三）に始まる郡政改革の重要な政策として、年貢完納と郡村入費節減の二政策を明らかにし、「内外からの領主制の危機に堪え得る領主財政の創出、その基盤の再編成を意図」したものと評価されている。

広島藩の北西部を占める山県郡では、元治元年（一八六四）、「郡中改革筋」に際して村役人一同が、「集評」を行なっているが、その内容はすべて右のごとき年貢完納と郡村入費節減に関する取決めであった。<sup>5</sup>このことからすると、幕末維新时期

における年貢完納の問題は言うまでもなく、郡村入費節減についても見落とせない重要な点となってくる。総じてこれらは領主財政の「基盤の再編成」、具体的には動揺しつつあった村請制の再編をめざしていたと理解できるし、さらにその再編成策に、改革時の豪農―村役人と藩権力との政治的連繫をみることもできるであろう。このような村請制の動揺と豪農―村役人の動向との関連を検討しておくことは重要であると考ええる。

さて本稿で対象とする備後恵蘇郡は中国山地に位置し、いわば「東北型」ともいふべき状況と北関東農村の「荒廃」現象とをあわせ持った、広島藩でも特異な支配領域である。しかしこのような地域にこそ、幕藩制国家支配の特質が明確に表われてくると考えられる。

注(1) 青木美智男「世直し状況」の経済構造と階級闘争の特質  
〔歴史学研究〕三二六、同「幕末における農民闘争と農民制」〔日本史研究〕九一、久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」〔民衆の生活・文化と変革主体〕所収など。

(2) 深谷克己「幕藩制における村請制の特質と農民闘争」〔世界史認識における人民闘争の視点〕所収、のち『百姓一揆の歴史的構造』所収を参照。

(3) 「幕末広島藩における藩政改革について」〔広島大学文学部紀要〕二七一―

(4) 「広島藩における幕末の藩政改革」〔谷口澄夫先生古稀記念事

業会編『歴史と風土』所収  
(5) 山県郡千代田町・立川家「郡中改革筋被為仰付組々取しらべ集評書抜御窺帳」(元治元年)

## 一 幕末維新期の恵蘇郡における農民負

### 担と支配

#### 1 農村窮乏の特質と百姓「追揚」

幕末期の恵蘇郡が地主・小作関係をも成立させないような低生産力地域であったことはすでに前稿で明らかにしたことであるが、ここではまず農村の貧窮化の事例を紹介しながら、その農民層分解等の特質について考えておきたい。

恵蘇郡の南部(三次盆地)に位置する殿垣内村では、農民が難渋している根本原因として、「毎々旱損の愁者無数」「其上肥草不自由ニ付隣村を買入代米等相合多分之払米ニ付難渋仕候」と、連年の凶作と肥草の不足を挙げていた。また隣村の田原村も「肥草至て不自由ニて難渋弥増之根元ニも相成可申哉」と深刻な事態にあった。

さらに、このような生産環境にもかかわらず、殿垣内村では「御免五ツ七歩四厘」「村免免八ツ四歩」、田原村においても免免七ツ三歩という高率の免が課せられていることも注目すべきであろう。すなわちこの地域の収穫高が石高とほぼ一致することを考慮すれば、実に生産物の七〇八割が年貢と

して搾取されていたことになる。

以上のような生産状況と年貢収奪が、連年にわたっての年貢未進をもたらしたことは当然のことである。たとえば殿垣内村の、文化ノ喜永期にかけての藩からの借財は米に換算して一三二五石余であった。もっとも文化年間に「半方御捨」と棄捐されているから、実際にはもっと多くの借財があったことになる。殿垣内村の村高が二九一・六石、竄数三二軒であるから、藩からの借財は村高の約四倍、一軒当り四一・四石余となり、借米銀に束縛された農民の存在形態は明らかである。

ところでこうした場合、この地域の農民の階層分化はどのような形をとっていたのであろうか。持高別で見ると、多数の零細石高層や浮過層を析出するという型ではなく、持高に急激な変化は見出せないが、年貢未進が連年続いた場合、土地・家財すべて売却して土地から離脱（「追揚」・追上）するという型がみられる。表1はその田原村の事例である。×印を付けた永次郎家は安政二年（一八五五）から同六年の間に追上となり、その跡地を良助家が差配していることを示している。村受とあるのは百姓追上の跡地であり、嘉永五年（一八五二）以前に三軒が追上となったことを示している。その後村内百姓の負担を軽くするため跡地に国吉やくまを入れて名請させていることがわかる。慶応三年（一八六七）に「村々極難澁者共当年追揚取斗候而ハ決而不相済」と命令してい

表1 田原村の「追揚」跡地の変遷

等級	百姓名	嘉永5年	安政2年	安政6年	万延元年	慶応元年	慶応4年
上々	良助	17.446	16.87	{17.376	{19.268	{18.964	{18.741
	永次郎	11.334	11.334 ×	{11.334	{11.334	{11.334	{11.334
下	喜七郎	11.797	{11.863 * (喜七郎受)	{11.863	{11.863	{14.3	11.863 (四吉受) (2.773)
	村受	2.773 →	{2.773	{2.773	{2.773		
	村受	7.111 →	{6.777 → * (喜七郎受) * (くま) 0.334	{6.777 → * (四吉) 0.334	{6.777	6.777	{7.817
	村受	8.457 → * (常平)	{8.457	8.457	8.457	8.457	8.331

注) 等級は慶応元年現在。岩竹家「田原村人別定高帖」(各年度)による。

表2 田原村における「極難澁者」の所持高推移

百 姓 名	嘉永5	安政2	安政6	万延元	慶応元	慶応4	明治3
久 蔵 (忠七)	10.602	10.602	10.602	10.602	10.602	10.602	10.602
喜 作	11.313	11.313	11.313	11.313	9.88	9.68	10.712
常 平		8.457	8.457	8.457	8.457	8.311	8.331
槌 次 郎	8.719	8.719	8.719	8.719	7.322	8.719	8.719
新 十 郎	5.678	5.678	5.678	4.968	1.779	1.779	1.779
次 四 郎	0.383	0.383	0.383	0.383	0.383	?	0.383
く ま		0.334	0.334	0.334	0.334	0.334	0.334

注) 岩竹家「田原村人別定高帖」(各年度)、明治3年は同家「恵蘇郡田原村形容御尋＝付内密書出シ帖」による。

ることとあわせ考えると、不断に百姓「追揚」が進行していたことと、藩権力がその防止に極力努めていたことが考えられる(後述)。表2に追上寸前の「極難澁者」等級下々の所持高を示したが、新十郎が五・六七八石から一・七七九石へと田畑を喪失している以外は、全員田畑を売渡すことなく、ほぼ所持高を維持しており、追上までには至っていない。このように、追上防止令すなわち百姓土地緊縛政策の貫徹が、同時に農民を土地のみならず借財で束縛する結果となったのではないだろうか、と考えることができる。

以上のように、恵蘇郡における農村の窮乏(とくに中・下層農民に借財という形であらわれた貧窮)は、低生産力・劣悪な生産条件と高年貢率だけが原因ではなく、百姓土地緊縛をも貫徹しようとした藩権力の農村支配のあり方に規定されていたと言えよう。

## 2 農民負担の動向とその特質

### (1) 諸上納物の動向

はじめに高野山組岡大内村の場合を検討する。同村は村高二六六石余、免三つ五分三厘、荒所や悪所が多く、村位下という村である。表3は「皆済目録」から文久三年(一八六三)と明治四年(一八七二)の諸上納米を示したものである。本来の年貢は本途と諸出役とを合わせた九二石余であるが、表によると実際はその一・五倍から二倍もの上納となっている。

表3 恵蘇郡岡大内村における諸上納米の動向

		文久3	元治元	慶応2	慶応3	明治元	明治2	明治4
		石	石	石	石	石	石	石
諸 上 納 米	本途（新開切畑口 米も含む）	86.54	86.54	86.54	86.54	86.54	86.54	86.54
	諸出役米	5.566	5.566	5.566	5.566	5.566	5.566	3.146
	作食米元利返済	63.22	65.55	37.29	67.65	46.2	43.23	44.55
	去暮拝借米元利返 上					6.6		10.5714
	口々返上趣法、預 ヶ米	5.4389	32.7535	31.39	31.39	8.94		
	人別証文借7ヶ年 賦返上			10.2	10.2	10.2		
	その他	3.3					0.21	15.6286
計		164.0649	190.4095	170.986	201.346	164.046	135.546	160.436

注) 伊吹家「恵蘇郡岡大内村御年貢諸上納米皆済御勘定目録」および「別上納目録」による。

これは作食米元利および諸返上米の上納のために増加しているわけであるが、未曾有の大凶作であった明治二年をみてもわかるように、破免が行なわれていないこと、これはすなわち免割の額だけはほぼ上納し、その代わり作食米や売下米、その他村役人からの私借で不足を補うという上納形式をとっていたことが考えられる。つまり作食米や売下米で上納米を補足させるという形式的な上納にとどまっていることを意味し、藩は作食米・返上米の利子と年貢の一部分を回収しているにすぎないのである。

次に、岡大内村と同様に、田原村の事例を検討しておきたい。表4は免割帳を整理したものであるが、免割帳の記載額は農民がその年度内に実納した額ではない。免割はいわば藩の政策基調の一面を表現していると言つてよい。さて田原村では上納では上納すべき額は元治元年（一八六四）から上昇し、凶作年の明治二年でさえも一八四石余と改革前（文久三年以前）に比べて一・五倍も増加している。これは言うまでもなく、年貢完納政策の結果である。しかし実際の上納額はどれほどであったらうか。明治三年の「勘定目録」によると、免割上納額の約八割に相当する一八六石余が上納されており、藩は所期の目的（年貢増徴）を達成しているかのように見える。だがこの年は諸返上米は一〇二石余のうち六六石余しか納入されておらず、しかも上納高一八六石余のうち二〇石が「御救済米之内御貸戻シ」として農民に差戻されて

表4 田原村における農民総負担の動向

		安政5年	文久元年	文久3年	元治元年	慶応2年	明治元年	明治2年	明治3年
諸 上 納	定物成 諸出役米 給主御屋敷納 諸返上米 作食米元利返 済	123.269 8.4977 0.8201 2.3462 0.0787	123.269 6.3822 0.9436 0.4814 0.0779	123.269 6.2247 0.5321 0.3097 0.0751	123.269 6.0216 0.4966 19.8147 6.636	123.269 5.9011 0.3687 19.8179 14.5957	123.269 5.884 0.6295 26.8847 17.8775	124.305 5.8535 0.032 6.1962 27.6968	124.305 5.8763 ** 102.701
	小計	135.0347	131.0717	130.3612	151.2426	163.9524	174.5096	184.0835	232.8823
村 入 用	諸給米 庄屋組頭足 引諸手当米 三需要費 運諸経費 寺社関係 諸負担 熊吉入用米	11.54 3.0 1.1397 0.2269 0.981 0.6896 16.552 4.231	11.54 3.0 1.2136 0.2722 0.9961 0.6967 18.5567 7.1963	11.54 3.0 1.4317 0.1888 1.1511 0.6309 4.5088 3.9946	7.991 2.234 0.2882 0.048 0.7192 *22.562 2.3551	8.29 2.0 0.098 0.461 0.6458 3.1588 1.2888 2.1734	9.98 3.0 0.4167 2.4069 0.902 10.7171 0.4742	9.96 3.0 2.5655 0.6 0.2189 0.5003 1.0979 4.2744 2.7698	9.96 3.0 0.6 0.4378 2.4833 0.6939 5.8528 9.0016
	小計	38.3602	43.4716	26.4459	36.1975	18.1158	27.8969	24.9868	32.0294
総計		173.3949	174.5433	156.8071	187.4401	182.0682	202.4065	209.0703	264.9117

(注) 岩竹家「惠蘇郡田原村当御免割帳」(各年度)による。\*は諸負担のほか諸手当米、運當諸経費を含み、\*\*は救済米41.5356石、貸下人参種代26石を含む。

いるため、藩権力がどれだけ収益を得ていたか疑問である。むしろ表3の岡大内村にみられるように、維新时期は幕末期に比べて減少傾向にあったと考えてよい。

こうした点から考えると、惠蘇郡における農民負担および支配の特質は、第一に、百姓土地緊縛を維持しながら、藩自ら出費して農民に借財を強要させてまでも年貢完納を命令し徴収しようとした点にある。この負担体系における中・下層農の存在形態は、前節でみたように、土地および借財に束縛された存在でしかない。第二に、藩権力は年貢完納によって年貢増徴を志向しながらも、それを貫徹しえなかったという点にある。しかも明治元年十二月には、藩権力は「御貸物一切御棄」と大幅な後退をせざるをえなかった。この政策は長州戦争における農民負担への対処、慶応三年の一揆等をふまえてつ、さらに戊辰戦争時における藩内の戦時体制を考慮した大規模な譲歩であり、また難渋した農民が追上となることを防ぎ本百姓体制維持をめざすという側面もあった。以上のように藩権力は農民支配において後退を余儀なくされたものの、農民を土地に緊縛して年貢収奪をはかろうとする封建支配の原則をなおも維持・強化しようとしていたのである。

(2) 村入用の動向

ここでは表4の田原村の場合を簡単に検討しておきたいが、この村入用の推移には藩権力・豪農と村役人・貧農の三者の矛盾・対立が表現されている。

はじめに全体の量的推移に注目したい。村入用総高は文久期から維新期にかけて肥大化せず、むしろ減少の傾向にあると言ってよいであろう。村入用の額は一般に諸普請等の多少に左右されるが、この場合は、幕末の藩政改革の一環として文久三年（一八六三）十二月に命令された「郡村入役筋之義者百姓共盛衰ニ拘り候義ニ付」減少せよ、という政策意図が働いていたと考えられる。しかしこれは本節(1)で述べた年貢増徴政策との関連でいえば、「百姓共盛衰」を考慮した恩恵的政策というよりも、村請制の再編と年貢増徴・収奪——維新期においてはもはや藩権力には百姓土地緊縛維持の可能性しか残されていなかったが——を引きだすための政策であると意義づけることができる。

第二点は村役人と貧農の対立についてである。元治元年（一八六四）、藩権力は「入役筋減少村為ニ相成候」ように、割庄屋制を廃止（慶応三年十月復活）した。また慶応三年一月の一揆で農民はさらに「庄屋組頭給料半給料ニ相成ハ御勤可被下候、尤筆墨紙三子夫迄御止メ可被下候」と、村役人特権の廃止を要求しているが、表4に示された明治元年以降の村入用の動向はそれに逆行しているといえる。すなわち元治元年に改訂された村役人給（とくに組頭給など）は、明治元年には宝暦度の規定に引き戻され、さらに村役人特権の象徴である庄屋組頭足子引の現物給付（庄屋二石、組頭一石）や三子夫代（一軒当り三升ずつ庄屋へ差出す）の免割入れにみ

られるように、村役人特権をめぐって両者の矛盾・対立の進行が読みとれるのである（三の1で後述）。

注(1) 拙稿「慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究」（『史学研究』一五六）

学研究』一五六）

(2) (5) 広島県庄原市・岩竹家「恵蘇郡殿垣内村御拝借口々御返上方之義ニ付奉致上書附」（安政二年）

(3) 文政二年「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳」（『庄原市史』二五五頁）

(4) 前掲拙稿の表10を参照されたい。

(6) 比婆郡高野町・伊吹家「郡中諸扣帖」（慶応三年）

(7) この典型的な例が明治二年であり、藩は恵蘇郡に一万二七八五石余を貸下げ、年貢上納をはからせている（『広島県史』近世資料編Ⅳ）二二七五号）。

(8) こうした例を高野山組十一か村で示すと、明治二年諸上納米

二一一石余のうち一二三九石余、同三年は諸上納米一七八四石のうち一〇四二石余が郷蔵から年貢完納のため貸し渡されている（伊吹家「高野山組村々郷蔵有米并操上米算用帖」八明治二年）。

(9) 伊吹家「郡中諸扣帳」（明治元年）

(10) 『広島県史』近世資料編Ⅳ）二〇八九号

(11) 同右、二〇九八号

(12) 庄原市岩武家「恵蘇郡村々徒党之節諸控」（慶応三年）

## 二 豪農—村役人の諸活動と農民

前章で、惠蘇郡における解任期の藩権力が年貢増徴を貫徹しえず、百姓土地緊縛政策を強く押し出すことによつて、藩権力の支配体制を維持しようとしたことを述べた。本章ではその幕藩制的土地緊縛の維持のなかで、豪農—村役人がどのような政治・経済的活動を展開したのかという点について考察する。具体的には惠蘇郡における豪農—村役人の成立基礎をなすと思われる村役人活動・高利貸経営・農業経営の三点を、貧農・半プロ層との矛盾・対立という側面において明らかにしたい。

対象とする村役人は田原村組頭良助家である。若干説明を加えておくと、良助は文政期より慶応三年まで田原村の組頭——庄屋は割庄屋八谷善太兵衛兼任——であり、嘉永期からは殿垣内村庄屋を文久三年まで勤めていた。また孫の台右衛門は慶応三年一揆時において、田原村農民の「庄屋代勤台右衛門殿本役ニ被仰付被下候様奉款上候事」という要求で後押しされ、同年、田原村庄屋に就任したが、明治四年の武一騒動では周囲の村役人同様打ちこわしを受けるに至つた豪農—村役人である。

### 1 村役人活動

村役人の職務は多様であるため、すべて取り上げることはできないが、ここでは「内密見分」といわれる活動を検討する。はじめに嘉永二年（一八四九）の組頭良助の「内密見分」を取り上げてみよう。この見分は同年の儉約令に基づいて、上村組頭忠藏と二人が郡役所から命じられ行なったものである。四月・閏四月・五月と計七日間を費している。見分の内容は主に一二ヶ村の農作業の進展を見ることにあつたが、そのなかには「作方不精」「農業ニ力入候者」を把握して郡役所に報告するという職務も含まれていた。組頭の出飯米は二人で一日四升の給付となつていたので、この見分で二斗八升の米が組合割となつたのである。

次に表5で安政四年（一八五七）の出勤を見てみよう。この年は「山内南北両組内密見廻り」を二四日間行ない、そのほかに下村・下原村の差縫れ一件にも出勤している。その結果、良助自身八斗八升の出飯米を得たわけであるが、ここで問題となるのは、一般農民にとってこれらの出飯米——高割負担の段階では少額であつたと思われるが——がどのような意味をもつていたのかということである。

その前に若干の検討をしておこう。明治二年（一八六九）、比和組元常谷百姓三右衛門・三四郎間に起こつた山論に村役人が出動しているが、第一に、組内の村役人が出動したのでなく、すべて遠方の比和組外の村役人が出動していること、第二に、出飯米・筆墨紙代が当事者の負担（「懸り合割」）だ



表5 安政4年組頭良助の出勤仕出し

月 日	出 勤 内 容	出飯米 <small>（石）</small>
2.15~2.18	下村初次郎差替一件	0.08
2.28	下原村四郎平差替一件=付木戸村へ	0.02
3.4 ~3.9	下村初次郎差替一件	0.12
4.27~閏4.5	山内南北両組内密見廻り	0.16
閏4.13	割庄屋忠作見廻り=付勤	0.02
5.14~5.21	山内南北両組内密見廻り	0.16
7.4 ~7.11	山内南北両組内密見廻り	0.16
7.22~7.29	大風=付見廻り	0.16
計		0.88

注) 岩竹家「田原村覚帳」(安政4年)による。

けではなく、その大部分が村割であったこと、しかもそれが全部元常谷の負担ではなく、関係のない比和組森脇村が四升六合余、山内南組上原・下原村がそれぞれわずかながら五合八勺を負担していることの二点である。

以上は村役人活動のごく一部分にすぎないが、このわずかな活動のなかでさえ、山論の解決などいわば「農民的立場」と、逆に「内密見分」にみられるような「領主的立場」

が見られた。しかしいづれにしても、この活動そのものが農民の負担を拡大するという事実是否定できない。前章表4で示している田原村村入用のうち、諸手当米・需要費・郡組割さらに熊吉入用米銀はその村役人の活動の結果であった。

さて当時の農民たちが、これらの出飯米をどう意識していたのかということであるが、慶応四年（一八六八）の男日雇料が一日米壹升八合と規制されているから、庄屋・組頭の出飯米とたいして差はなかったと見てよい。しかし前述した田原村の熊吉入用米銀についてみると、これは文久元年（一八六一）に「御手洗村熊吉・三日市村清蔵妻与密通一件ニ付、諸入用米四石七斗余・銀七百弍拾三匁余」が田原村に割当てられた入用である。この負担に対して田原村農民は、「村方迷惑ニ落合居候」と、強く反対している。このような点からすると、村役人の出飯米は一般農民の立場からみれば、一種の村役人特権（『村入用の拡大』）として意識されていたのではないだろうか。もちろんそれは、村請制という支配構造に規定されているのであるが。

## 2 農業経営

恵蘇郡における主要農産物は米である。そのため米の収穫高の多少が農民の上昇・没落を決定づける契機となっていた。そこで良助家の生産者的側面を明らかにするために、最初に米の収穫高から検討していきたい。表6は天明六年（一七八

五)から明治元年(一八六八)まで約八〇年間の収穫高を五年間ごとに整理したものである。良助家の田畝は安政六年(一八五九)までほぼ一町六反五畝余で一定していたが、万延元年からは「追揚」百姓となった永次郎家の田畑を耕作するようになったので、田畝二町四反二畝九歩となっている。天明六年を指数一〇〇とした場合、寛政・文化・文政と順調な伸びを示し、文化十二と文政二年には平均収量・反収ともに指数一三七と一つの頂点に達している。その後、凶作のため天保期を中心に落ちこんでいるが、最後の二期には平均収量指数二〇九、同一九五と激増し、平均反収指数も一四三、一三三と安定をみせている。この時期「(文久三)当年方存外不作ニ、御年貢相済候者良助・権四郎(論)・孫八・朝吉、其外一同不足ニ相成候、六拾石計拜借仕候年柄ニ御座候」という状況のなかでも、四八石余(反収約二石)という安定した生産を示していることは注目すべきである。

ところでこのような幕末期における良助家の生産力的発展は何を基盤としたものであったのだろうか。一般的な要因であるが、以下の三点を指摘しておきたい。第一に「近年ハ用水も相届、只今ニテ(中下の村位から)中ノ上とも相当可申候」と言われているように、文久年間に国兼池が修築完成したことによる水利環境の向上である。第二に、金肥の導入が考えられる。前章1節で指摘したように、恵齋郡では肥草の不足が農民の窮乏(≡生産力の停滞)をもたらす大きな原因とな

表6 5か年平均収穫量の推移

	平均収量	同指数	平均反収	同指数	備考
天明6年～寛政元年	24.025 <sup>石</sup>	100	1.45 <sup>石</sup>	100	4か年平均
寛政2年～寛政6年	24.84	103	1.499	103	
寛政7年～寛政11年	27.55	115	1.663	115	2か年平均
寛政12年～文化元年	?	?	?	?	
文化2年～文化6年	29.91	124	1.805	124	2か年平均
文化7年～文化11年	30.507	127	1.841	127	
文化12年～文政2年	32.929	137	1.987	137	
文政3年～文政7年	30.807	128	1.859	128	
文政8年～文政12年	30.523	127	1.842	127	
天保元年～天保5年	29.014	121	1.751	121	
天保6年～天保10年	26.127	109	1.577	109	天保7年不作
天保11年～弘化元年	30.456	127	1.838	127	
弘化2年～嘉永2年	30.21	125	1.823	125	4か年平均
嘉永3年～安政元年	27.587	115	1.665	115	
安政2年～安政6年	31.113	130	1.878	130	
万延元年～元治元年	50.182	209	2.071	143	文久3年方存外不作
慶応元年～明治元年	46.801	195	1.932	133	4か年平均

注) 岩竹家「年々出米米賃」より作成

なっていた。良助家では「いわし・小ぬか・灰」などを、三次町の商人や市村角屋（市村角屋）・三日市村高松屋などから、文久元年に銀二二五匁、慶応元年に七五匁、同三年に七五匁で購入している。これは反当り銀三〇八匁という少額の金肥投入であるが、肥草中心のこの地域では無視できないものと思われる。第三に、三年間の事例だけしか判明しないが、文久二年七品種、慶応元年十品種、同三年には十一品種といった、粗品種の選択を行ないながら収量の増大をはかろうとする精農的な努力も見逃せない。

さてこれらの収穫米の一部は高利貸経営に運用され、飯用米を除いた残りの部分は地域市場に売り出されていた。文久元年（一八六一）には居村の田原村をはじめとして近隣村方での販売が九〇%以上を占めている。しかし慶応元年（一八六四）、同三年にはその比率は著しく縮小している。その極端な例が田原村であり、販売回数も米高ともに減少しており、逆に郡外の三次町等の町方・在町にその販売先が移行している。慶応元年は長州戦争の影響と考えられるが、郡外の町場に米を出荷——その際は現銀取引である——しただけと、さらに販売のうち新米は五・五石で古米（蓄積米）が二・三石であることは、良助家が「村々之内作得米他郡へ売捌き高価ヲ貪り、或者村内ニ而買メ不融通ヲ好ミ、米相場思惑いたし候者」と、一般農民から非難される階層に相当することを示している。

次に、慶応元年の一年間だけであるが、良助家の農業経営収支を検討してみよう（表7）。同年は幕末期でも凶作年にあたり、雑穀を度外視していることから完全な経営収支ではないが、ある程度の傾向は推測できるであろう。

良助家では米・麦・雑穀のほかに若干ではあるが、綿を八貫七〇〇目ばかり栽培はじめており、その収益として八・七一匁を得ていた。慶応三年にいたっては「当卯年出来わた益」として二〇貫目余の収量が「万覚帳」に記載されており、近くの庄原町や三次町に出荷していたと考えられる。また土地の貸付けは行なっておらず、すべて手作り経営（約三町）であった。

収支差引五・五石余は三町歩経営からすると、むしろ少ないと言えよう。貢租二二石余（持高三〇・三石に対し七三%）が負担となっているとも言えるが、やはり収穫米四〇石余という不作が影響している。文久元年より元治元年までは平均五〇石の収穫であるから約一〇〜一五石の収益が連年続いていたと推測できる。本年度、古米が二・三石も販売されているのは、それらの収益蓄積米の一部であった。

そのほか馬三頭による収益も考えられ、さらに前節ではふれなかったが、農業外収入として庄屋給米や庄屋足子引の現米給与、そして三子夫米等少なくとも六〜八石の村役人特權給が、右の良助家にあったことは注目すべきである。これは慶応元年の農業経営収支に匹敵し、連年の農業収支の半額に

表7 慶応元年度の農業経営収支

別反	田有畝 畑有畝 計	242.09畝 50.09 292.18
家族数	8人(うち1人下男)	
居り馬土	桁5 5 4.5	梁3.5間 2 2.5
牛馬	作牛2疋 馬3疋	
収入	米麦綿	40.615石 3.5 (麦7.5石) 0.035 (収益8.71匁)
	計	44.15石
支出	担米代	22.117石
	租負	9.0 (30俵)
	草薪	3.0
	肥料	1.1
	種物	0.535
	種物	0.159
種物	2.058 (514.45匁)	
種物	0.3 (75.0匁)	
種物	0.324 (81.0匁)	
計	38.593石	
差引	5.557石	

注1) 岩竹家「万覚帳」(元治2年)および「恵蘇郡田原村百姓人別現実株式取分帳」(元治2年)による。  
 2) 米換算は1石=250匁として推定。

も達する点で見逃せない点であろう。しかしそれらの収益米は藩権力の土地緊縛維持政策に規制されて、土地保有拡張に向かわず、米の販売や貸付米に運用されたのである。

### 3節 高利貸経営

恒常的な領主の「御救米」とともに、農民経営の「成立」を維持させるために、村役人や上層農民の金融活動が必要であったこと、すなわち村役人の高利貸経営が幕藩制的論理のなかで行なわれ、かつ村請制の必然的結果であったことは、すでに指摘されている点である。ここではそのような点をふ

一を貸与していることになる。第二に、十一月・十二月に米の貸付が「御年貢座へかし」というように集中しているのは、農民に年貢を皆済させるための処置であり、他の月はおもに飯米不足のための貸付である。一方六月から九月にかけて米の貸付が減少し、八月にみられるように銀貸しが増加しているのは、米価高騰のためであり、米貸よりも銀貸の方が有利であると考えたからであろう。第三に、表中に米印を付しているのは「時用差閏ニ付かし、但わた打代払」と注記されているように綿打・駄賃などの労働力での返済もみられること、そして第四に、銀は三分の二ほど回収しているが、米は利子

まえながら、良助家の高利貸経営を検討してみたい。

そこでまず表8からみてみよう。これは良助家の慶応元年(一八六五)における月別貸与額(米銀)、および年内回収額、残額(利子を含む)を整理したものである。表には示さなかったが、借主は田原村の農民ばかりではなく大半は近隣の農民である。この表から考えられるところをいくつか挙げてみよう。第一に、良助家の元治元年・慶応元年の収穫米はそれぞれ五〇石・四〇石であるから、単純に考えて収穫米の三分の一から二分の

表8 慶応元年、良助家の月別貸付額

	貸付額		回収額		残 額	
1月	0.1 40	石 匁	43.5	石 匁	0.12	石 匁
2月	0.13 597	石 匁	0.096 501	石 匁	0.05 126	石 匁
3月	3.4 17.8	石 匁	*2.1 10.8	石 匁	1.972 8.4	石 匁
4月	0.776 269.5	石 匁	0.1782 200.59	石 匁	0.753 96.3	石 匁
5月	2.1 18.05	石 匁	9.96	匁	2.52 9.9	石 匁
6月	0.65 45	石 匁	0.06	石 匁	0.72 49.5	石 匁
7月	0.3 5	石 匁			0.36 5.52	石 匁
8月	0.35	石 匁			0.42	石 匁
9月	1257.2	匁	*1049.1	匁	252	匁
10月	0.15 144	石 匁	86.6	匁	0.18 65.2	石 匁
11月	1.0 122.5	石 匁	2.75	匁	1.2 132	石 匁
12月	5.6428	石	0.3	石	6.3748	石
計	4.55 397.16	石 匁	15	匁	5.46 421.86	石 匁
	19.1488 2913.21	石 匁	2.7342 1919.3	石 匁	19.6298 1166.68	石 匁

注) 岩竹家「万加子覚帳」(慶応元年)による。

相当分だけしか回収しえていない。これは窮迫している農民

経営に規定されており、その取立は翌年以降に持込まれてい

ることがわかる。

次に、貸付米銀の翌年以降の回収状況を表9に示してみた。貸付米銀は元治元年以前の未回収累積額で、表示してあるのは慶応元年度内に回収しえた部分と、同年末における未回収部分である。残念ながら元治元年以前に、良助家がどれだけ米銀を高利貸に回転させていたか不明である。しかし、借金帳消や返済猶予があったとしても、表8の慶応元年の場合に比べて、元治元年以前の残額は米四石余・銀七二匁と

部は十分に回収しえたと推測できよう。

以上のように、良助家の高利貸経営は、徐々に回収しながら米銀の高利貸的回転を実現しているのである。恵蘇郡において未夕等閑ニ致し置、其後催促等之義一円不仕、被受取時節も有之候得者受取心得由ニ而申候<sup>①</sup>という寛大な回収態度をみせる村役人もいたが、良助家もたぶんその例にもれないが——結果的には、村役人の高利貸経営が小農経営を維持させるといふ以上に、農民を債務化し高利貸の蓄積が少なからず貫徹していることを表わしている。

分と考えてよい。したがって元治元年以前の回収は、農民の犠牲において一応の成果をあげていたということができよう。ただし表8に示した慶応元年の残額が順調に回収できたかどうか判明しないが、長期的に見れば元米・銀と利子の一



表10 田原村榎次郎の家計（慶応元年）

持家 居牛	族	高 数 家 馬	7.322 5 5.5 梁 2 桁牛 0.3		石 人間頭	収入 占める割合 び支 におよ ぶ	
			85.0% 1.6				
収 入	*収日	雇	米入	7.75	石	85.0%	
	借入	作飯	米米	0.888 0.3273		9.7 3.6	
	計			9.1133		100	
支 出	貢租	契 租 作	免米利 法元	5.345 0.6768 0.9769		40.7 5.2 7.4	
	農業生産費	肥料 *種 *種 *畑	薪代 草初 *種麥 *種種 *畑物 佃下牛	0.6 0.385 0.15 0.054 0.5		4.6 2.9 1.1 0.4 3.8	
			私借	返済 米(推定)	0.062 4.38		0.5 33.4
			計			13.1297	
差引			△4.0164				

ところで鉄荷運送には馬が必要であったことは言うまでもない。恵蘇郡川北村を例にとってみると、農民が「自力ヲ以馬調候業相叶不申」ため、鉄方役所に毎年「馬銀拝借奉願上」り駄賃稼をしていた。時期はやゝさかのぼるが、天保十三年（一八四二）には「壹疋ニ付六百目」、同十四年には「一疋八百目ツツ」の額で拝借していた。しかしこの年には早くも「追々諸色高直ニ相成小内甚ダ難渋仕候趣を以、何卒今少し駄賃上被為遺候様」に訴願しており、馬を持たない貧農・半

めて少ない。良助家の日雇状況は表9で日雇作料賃として五一四匁余支払っているということ以外は、その内容が明確でない。本郷村の豪農川村役人である岩武家の日雇労働をみておこう。岩武家には村内の約二割弱の農民が日雇に来ていたが、年間一〜五人がほとんどであり、日雇の機会は少なかったと言えよう。大量の労働力を要する稲作（田植え、草取、稲刈）に日雇は用いられなかったが、それはおもに四人の奉公人と合力で作業していたからであろう。日雇賃が判明

- 注1) 岩竹家「恵蘇郡田原村百姓人別現実株式取分ケ帳」（慶応元年）、同「万覚帳」、同「万加子覚帳」（以上慶応元年）、同「田原村当御年貢諸取立物横抜物払帖」（万延元年）より作成。  
 2) \*はすべて米に換算（史料のまま）したものである。なお1石=275匁。  
 3) 飯米は成年男子1日5合、女子2合5勺、男児2合、女児1合として計算した。  
 4) 収穫米は上作の場合で、麦も米に換算して含んでいる。  
 5) 私借返済、日雇収入、飯用米はすべて岩竹家（良助家）関係のものである。

プロ層にとって、鉄方役所からの借銀は結局大きな負担になっていたのでないかと考えられる。同様に榎次郎も馬を所持しておらず、「糸績又ハ日雇仕候得共、格別之儀者不得仕者候」とあるように、良助家から馬を借りたとしても、どのくらいの収益をあげていたか、甚だ疑問である。次に豪農川村役人の農業日雇い状況を検討しておこう。榎次郎家の日雇収入は収入全体の一・六%というように、貧農・半プロ層としてはきわ

する分を「万覚帳」の「算用扣」によってみると、重兵衛（上夫）と吉五郎（上夫）が貸米一升六合であるから、一日当たり八合の貸米であったことがわかる。最も多くの日雇労働（十二人）を提供している広助でさえ、奉公代その他の差引も入れて四斗六合であり一石にも達していない。いずれにしても表10の樋次郎家の事例、川北村の駄賃稼の事例とあわせ考えてみても、日雇稼が貧農・半プロ層の経営を安定的たらしむるには限界があったと言えよう。

最後に、このような莫大な支出超過にかかわらず、樋次郎家が持高を減少させることなく——嘉永五年から明治三年まで八・七一九石で、慶応元年のみ七・三三二石（表2）——再生産している点に注目する必要がある。これには田畑の移動をできるだけ抑止しようとする藩権力の百姓土地緊縛政策が働いていることは前述したとおりである。恵蘇郡における貧農・半プロ層は「土地からの自由」という存在形態ではなく、逆に莫大な借米銀と瘦田畑とに束縛されたものであり、したがって樋次郎家が作食米〇・八八八石、飯用米〇・三二七三石と借入れているように、公借や私借をせざるをえない再生産構造のもとに、存続せねばならなかったのである。

次に中農層を検討しよう。表11に市太郎家（等級中上）の家計を示した。ここでは形式上収入と支出がつまりあい、農業だけで再生産できることが窺える。事実、少なくとも良助家との間に日雇関係は検出しえない。しかし注目すべきは、収

表11 田原村市太郎の家計（慶応元年）

持家居牛	族	高教家馬	13.14 6 7 1		石人間頭	収入および支出の割合
			桁牛	梁馬		
収	*収	穫	米		16.93	84.3 %
	借入	作飯	食用	米米	1.2768 1.8727	6.4 9.3
	計				20.0795	100
支	貢租	粟麴作	法食	免米利	9.594 0.521 1.4045	48.2 2.6 7.1
	生産費	*種 *麦 *畑	種物	種種	0.685 0.2 0.048	3.4 1.0 0.2
	私飯薪	借米	返(推)	済(定)代	0.7473 5.475 1.3	3.8 27.5 6.5
	計				19.9208	100
差引					0.1587	

注) 表10に同じ。

入のうち一五%が作食米（公借）と飯用米（私借）で占められている点である。樋次郎家の場合と比較しても益・比率ともに上回っており——良助家から実に一・八石余借りている——中農層といえども借米銀なしには再生産しえない構造となつていることを示している。こうした面から考えると、中農層も常に没落——恵蘇郡においては持高を喪失することではないことに注意——の危機にあったことがわかるのである。



- 注(1) 岩竹家「奉教上頭書」（慶応三年）
- (2) 岩竹家「御儉約ニ付山内兩組御内密御用見分帖」（嘉永二年）
- (3) 比婆郡比和町近藤家「惠蘇郡元常谷出勤仕出帖」（明治二年）
- (4) 伊吹家「郡中諸扣帖」（慶応四年）
- (5) 前掲「奉教上頭書」
- (6) 岩竹家「年々出来米覚帳」
- (7) 同「惠蘇郡田原村形容御尋ニ付内密書出シ帖」（明治三年）
- (8) 同「万覚帳」（各年度）
- (9) 岩竹家の本田反当播種量はほぼ一斗一升から一斗四升となる。嵐嘉一氏の研究によれば、先進地域では六〇八升の播種量であるから（『近世稲作技術史』、稲作技術の集約度はなお立ち遅れていることがわかる）。
- (10) 『広島県史近世資料編Ⅳ』二二一四号
- (11) 前掲深谷克己「幕藩制における村請制の特質と農民闘争」
- (12)(15) 岩竹家「惠蘇郡田原村奇特者并ニ貸人共申上帳」（明治二年）
- (13) 岩竹家「村方形容御尋之趣申上ル頭書」（安政三年）
- (14) 『庄原市史近世文書編』四八一〜四八五頁
- (16) 良助家では田植労働力のべ五五人のうち、「賃取仕払」すなわち日雇はわずかのべ九人であった。
- (17) また、村入用等の高割負担においても、その経営の内実とは著しく異なる負担がかかったことに注意しなければならない。

### 三 幕藩制国家支配における

#### 豪農Ⅱ村役人

幕藩制国家解体期において豪農Ⅱ村役人層が、对国家（藩権力）・对農民との関係のなかで大きく動揺したことは十分予想できることである。本章では国家支配の根幹であった村請制、特に村役人給と百姓土地緊縛をめぐる豪農Ⅱ村役人の動向を明らかにしたい。

#### 1 役人諸給米と村役人

慶応三年一月の一揆において、村役人の諸給米半減や特権廃止を要求する農民の広範な動きがあったこと、また幕末の藩政改革において郡村入費節減のため、割庄屋制廃止や組頭給削減など村役人諸給米が差引かれたことについてもすでに指摘したところである。この幕末期の村請制再編策が豪農Ⅱ村役人層と藩権力との連繋によって進められようとしたことは、第一章表4の村入用推移に読みとることができる。しかし惠蘇郡においては役人諸給米をめぐる動向からみれば、豪農層が藩権力の支配政策によりながら維新时期を乗り切っていたと考えることはできない。

慶応三年（一八六七）十月に郡政改革が挫折し、文久三年

(一八六三)以前の旧制度に逆戻りすることになったが、その時一転して豪農―村役人層は諸給米に関して、以下のような歎願を行なっている。

一 居宅ニ而相勤并居村ニ而居宅賄之出勤へ、庄屋組頭共無差別一日式升ツ、但人足不相立候事

一 諸給米近年之御定ニ而者難被相行村方も有之、是又右同断(―「取引方追て取約申値度候事」)

そのほか、諸用出飯米・筆墨紙・灯油代等についても、「近年御定之通候而ハ難相凌」として、諸手当増給と復活を要求したのであった。とくに最初の要求は、村役人が諮意的に一日式升の出勤米を免割に組み入れる方向性を備えており、村入用の縮少を意図する藩権力・農民と基本的に対立するものであったと言えよう。

しかし藩権力は明治二年末に至るまで明確な回答を避けている。明治元年七月、村役人層は「郡中村々庄屋組頭給米近年之御改法ニ付御減少ニ相成、并ニ諸用出飯米者更ニ御差止被仰付、一同奉畏其旨ヲ以是迄相行居候得共」「諸用繁多給米些少」という不満から、さらに歎願を行なったのであった。続いて同二年四月、表12に整理した六項目の要求を提出した。ここではもはや庄屋・組頭給への言及はなく、諸用出飯米がその中心となっている。注目すべき点として第四の項目についてみておこう。割庄屋・社倉支配役の子弟を庄屋格にすることをはじめとして、多数の子弟を村役人格につけよう

表12 明治2年4月、諸役人郡府詰出飯米に関する要求事項

1. 年寄・割庄屋・社倉支配役の出飯米を1日4升にする。
2. 庄屋出飯米を1日3升5合にする。
3. 社倉十人組頭取・組頭の出飯米1日2升を3升5合にする。
4. 村々役人の子弟については下記のようにする。  
割庄屋・社倉支配役の子弟→庄屋格  
庄屋・組頭の子弟→組頭格  
先庄屋→庄屋格  
先組頭および先庄屋・先祖頭の子弟→組頭格
5. 詰所手廻夫1日1升5合にする。
6. 役人宿所煩夫を1日2升とする。

注) 伊吹家「郡中諸扣拈」(明治2年)による。

としてしている。これは「差違事約方其外召遣方」のためであると説明しているが、本質的な意図は、村役人の再生産が「諸用繁多」であった事務の迅速化を期すという以上に、一般農民層への対抗という意図があったのではないかと考えられる。

そして同年十二月には最後の歎願運動を行ない、村役人の立場を賃こうとした。「私情々問敷義も有之、且入役増ニ落合候康も不少」あるが、「御規則之義者其実を相貫不申而者、永統農技相行事柄」であるとして、主に次のような要求をうたっている。(一)村役人特権の一つである足子引高制の継続。(二)「諸用差支も有之候故」出飯米を庄屋・組頭とも五合引上げる。(三)「入役増ニ相成候得共」年行司を復活する。(四)筆墨紙・灯油代の復活。(四年寄・割庄屋・社倉支配役に袴料米二石を給与する。その他多岐にわたっているが、慶応三年以来一貫して村役人層の立場を固持しているのである。

しかしこの月、藩権力は「郡村規則」を改訂した。村役人の出飯米に関する要求はほぼ認めているものの、庄屋組頭給は改革時のまま現状維持、さらには足子引高の低給付化(村高百石当たり庄屋一斗)など、藩権力は村役人特権を押えようとした。これは村役人特権を押えることによって豪農と農民諸階層間の矛盾を緩和させ、そして村請制の機能をなおも維持しようとする権力的意図が働いていると評価することができる。しかし、このような権力的意図が恵蘇郡において貫徹したかどうかきわめて疑わしい。表4によると、足子引高は村高二五三石余にかかわらず三石(庄屋二石、組頭一石)が給付され、三子夫米は廃止されるどころか免割入となつてゐる。豪農Ⅱ村役人の村落支配には強固なものがあつたと言えよう。

以上簡単にみてきたが、村役人諸給米をめぐる動向はきわめて国家支配レベルの問題であり、村請制の動揺を表現する豪農Ⅱ村役人の要求であると言つてよい。この歎願にみられた豪農層の動向は、反農民的なものであったが、同時に、農民負担を増大させ難渋化に拍車をかけるという点においては、村請制を解体に導く客観的要素を持っていたと言ふことができよう。そして豪農Ⅱ村役人が郡村入費節減という権力的意図を無視して多少なりとも要求を実現していることは、維新时期における藩権力支配の弱体化をも表現している。

## 2 百姓土地緊縛と村役人

恵蘇郡では一八世紀より一九世紀初頭の文化・文政期にかけて人口が約三割も激減し手余地が増大した。そのため郡役所は百姓土地緊縛にのっとり、本百姓体制維持をはかり、村請制の動揺を回避しようとした。この節では維新时期の世直し状況のなかで、豪農Ⅱ村役人が百姓土地緊縛政策にいかなる態度をとつたかということを考えてみたい。

慶応三年十二月六日、藩権力は郡政改革が挫折した後も本百姓体制の維持をめざして、「村々極難決者共当年追揚取計候而ハ決而不相済、此類之者ハ取しラヘ尚不足米も可申出候事」と、この年の極難決者を「追揚」にすることを禁じて、貧農を保護することを村役人に命じた。この百姓土地緊縛政策に対して、村役人層は「極月七日御内見ニ出候頭書」を郡

役所に提出し、その政策に次のような批判を加えている。

(1) 「来秋作見付候節」に追上となる者については、公借の比重が高い者はそのままにし、私借が多い者は「如何共著無之」のだから追上とする。

(2) 「一家名丸テ売捌」いた者は、「無是非」「忽浮過ニ落入」することとする。

(3) 田畑売買については、「従来之村法たり共、他村売被差免度候事」。

(4) 一揆で買戻しに成功した「永代売切候田地」を、再び「戻直段よりも高直ニ」売払っている者については、「勝手ニ売捌候様相成度事」。

(5) 慶応二年の不作年に田畑を抵当として借米をし、「借替米皆済之業相叶不申」者については、「無執持地米銀主へ」「速ニ田地引渡」すこととする。

この村役人層の意見は、貧農・半プロ層が「追揚百姓」となることや田畑を売払って「忽浮過ニ落入」ることが、もはや止めることのできない情勢となっていることを述べたものである。この意見書の背景には、村役人層がこれまで米銀融通によって貧農・半プロ層の経営を維持してきたことを、破棄しようとしていることが窺えるであろう。そして同月十三日には再び「仕法建方之総論著蒼、高切田地等手堅締合之分者証文面之通米主へ速ニ引渡せ、其跡相統方仕法立無之者共乍不便追揚ニ取斗」るよう歎願しているのである。

ところで、貧農・半プロ層の意識はどのようなものであったらうか。具体的にはわからないが、次の一条に集約的に表現されていると考えられる。

一他村他郡へ売渡し田畑之義も為御買戻し被為遺候様、御上様御慈悲ヲ以御判断宜奉願上候。

追上や浮過に没落した際に「他村他郡売」などを行なっていることがわかるが、その「他村他郡へ売渡し田畑」を取戻そうとしたことは、ここに貧農・半プロ層の小生産者の意欲を見ることができようであろう。この意味で豪農||村役人の「御内見ニ出候頭書」は、逆に貧農・半プロ層の土地喪失に拍車をかけ、自ら土地集積の機会をつくろうとするものであった。そして藩権力がめざした本百姓体制維持とは対立する性格をもっていたと評価できよう。

以上のように、恵蘇郡における豪農||村役人は村役人諸給米をめぐる動向でも村請制の動揺の方向に働いたが、百姓土地緊縛の側面においても村請制を動揺させる方向に働いているのである。そして同時に、この動向が村請制のみならず、村落共同体の破壊や貧農・半プロ層の没落化(「忽浮過ニ落入」)に拍車をかける側面をも持っていたことは言うまでもない。この点に幕藩制解体期における豪農||村役人の「中間層」としての性格を見いだすことができる。

注(1) 伊吹家「郡中諸扣帖」(慶応三年)

(2) 同「郡中諸扣帖」(慶応四年)

- (3) 同「郡中諸扣帖」(明治二年)
- (4) 『広島県史近世史料編Ⅳ』二三八—号
- (5) 以下は、伊吹家「郡中諸扣帖」(慶応三年)による。
- (6) 岩武家「恵蘇郡徒党之節諸控」(慶応三年)

おわりに

広島藩の農村支配の特質が備後恵蘇郡において、百姓土地緊縛の貫徹という形で表われたが、それは年貢増徴を志向しながらも達成できなかった、恵蘇郡における幕藩制支配貫徹のための最後の反動的封建支配政策であった。このような封建支配のもとで土地に緊縛された貧農・半プロ層は、その再生産を主に村役人層および藩権力の米銀融通に求めざるをえない構造となっていた。

一方、恵蘇郡における豪農⇨村役人層の諸活動は、農業において経営の拡大を遂げながらも、国家支配（村請制）に規定されて、その収益は高利貸経営へと向けられていた。村役人活動は、村役人特権とともに、客観的には農民負担を増大させ、また農民監視という点において反農民的立場につながるものであった。

しかしその村役人が、郡政改革が挫折した慶応三年から明治初年にかけて、村役人給に示されるように村役人的立場を貫くことによって、かえって村請制を動揺させることにな

った。さらに恵蘇郡における豪農⇨村役人は農業経営において富農より寄生地主へ転化する過渡期に向かいつつあったと考えられるが、彼らは土地集積によって自己の経営をいっそう発展させようとして、農民の「成立」を放棄し、藩権力の百姓土地緊縛政策を批判したのであった。

以上のように、幕藩制解体期における豪農⇨村役人の動向が、幕藩制支配の根幹である村請制を動揺・解体させつつ、「小百姓」の維持に執着する貧農層と対立していることは強調されるべきである。これらの事実には、豪農層の世直し層への「決定的対立・反逆」を意味することは言うまでもないが、さらに藩権力との関係においても、「共生」関係一般ではなく、対立（幕藩権力より背離する）の関係にあったことも意味する。幕藩制の解体を論ずるにあたって、以上のような豪農層の動向をふまえることは重要であろう。

（広島大学大学院文学研究科）

## **Dominion for the Farming Villages and "Gonoes" in the End of the Shogunal Regime**

**by Tomihiro Nakayama**

It was a characteristic in the late of Shogunal period in Hiroshima-han to maintain and fortify a policy which put a restraint on the peasants' activity. Through that time "Gonoes"=village officials went to show noteworthy trends which are

- (1) They gradually amassed large portions of land in confrontation with an above-mentioned policy.
- (2) They demanded an increase in their salaries which also resulted in a confrontation with han's power.

These two factors not only caused a determining conflict with Yonaoshi class but with han as well.